

入札監理小委員会の審議結果報告

国有林の間伐等事業

農林水産省(林野庁)の国有林の間伐等事業について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

○ 本事業は、国有林の間伐と路網整備、複層林へ誘導する伐採後の地拵え、苗木の植付等の業務を行うものであり、平成 23 年度から市場化テストを実施し今期で 7 回目。

なお、事業箇所は、複数年契約により効率的な事業実施が可能となる一定のまとまりのある(総事業量が概ね 100~200ha となる)規模で、地域の民間事業者の受注実績等を勘案し、競争が見込める箇所を選定している。また、事業期間は、業務量等を勘案し、森林管理署毎に 2 年を超える期間の契約とする。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

○ 前回の民間競争入札実施業務に対する総務省評価を踏まえ、必要な検討がなされているか。

①【労働災害の再発防止及び安全対策】

平成 28 年度に発生した労働災害に対して、再発防止という観点から説明会等において入札業者に類型化的に安全マニュアルの作成、安全指導の徹底をはかるべきことが必要である。

【対応】

労働災害防止の観点から、安全衛生規則等の周知徹底や現場における安全指導を実施していく。現状においても、労働災害防止対策の取り組みをしており、伐倒作業をする写真、ビデオの上映等を通じて、どこにリスクがあるのかという観点で現場管理者を中心として作業員全員で議論し、具体的な予防対策の提案等を行うリスクアセスメントを始め、各種労働災害の防止対策を実施しており、契約時等において労働安全衛生に関する諸法令及び諸通知に示す指導事項の遵守や類似災害の防止に資するため冊子等による安全指導を行い労働災害防止対策の取り組みを行うとともに現場における安全指導を引き続き実施する。

同じく労働災害の防止、安全衛生規則の周知徹底という観点から、「企画提案書の作成の留意事項」として、「配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況」について、従来の研修以外に「森林作業道作設オペレーター研修」、県主催・実施の研修にあっては、林野庁主催・実施する「森林作業道作設オペレーター研修」と同等以上の研修の受講状況を記載するよう明記した。

(資料 4-2 : 13 頁)

【論点】

②【新規事業者参入促進に対する事業規模及び事業期間の見直し】

また今年度実施した17箇所のうち1箇所（九州 大分西部森林管理署管内）における入札不調を踏まえ、より中小事業者等の新規参入がはかれるよう、事業規模及び事業期間の緩和をはかる必要がある。

【対応】

入札不調を踏まえ、事業箇所地域の民間事業者の受注実績等を勘案し、従来の参入しやすい大規模事業者だけでなく、中小事業者等がより新規参入できるよう事業規模及び事業期間について以下のとおり見直し。

【事業規模】

- 1) 旧：総事業量が概ね100～200haとなる規模
新：複数年契約により効率的な事業実施が可能となる一定のまとまりのある規模

（資料4-2：2頁）

【事業期間】

- 2) 旧：2年を超え3年以内
新：1年を超え2年以内

（資料4-2：7頁）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

実施要項1.2の事業の質の記載について、抽象的な記載にとどまっているように見受けられる。質を判断する時期、判断基準は明確なのか。

【対応】

本事業における「事業の質」を判断する時期については、実施要項8(1)4の監督・検査に記載の、検査職員が行う部分検査（事業者が部分払いを受けるために請求があった場合にそれまでの完成部分について行う検査）又は完了検査（事業完了時の検査）の時期となる。

また、「事業の質」の判断基準については、実施要項1.2に記載の各項目について実施されているか否かについて判断するほか、具体的な伐採、造材、集材等の方法を定めた「標準仕様書」（入札公告時にHP等で公表、単年度事業と共通）どおりに実施されているか否かについて判断することとなり、実施方法の細部について明確に定めており、検査職員の判断が曖昧になることはないものとする。

4. パブリック・コメントについて

- 29年1月6日～19日まで意見募集を行い、1者から4件の意見等が寄せられ、うち3件（字句の修正）について実施要項案の修正をおこなった。

以上